

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人ガールスカウト日本連盟（以下「本連盟」という）と称し、その英語名称は Girl Scouts of Japan（略称 GSJ）とする。

(事務所)

第 2 条 本連盟は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。
2 本連盟は理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本連盟は、ガールガイド・ガールスカウト世界連盟の一員として、ガールスカウト運動を普及する。本連盟は、この運動を通じて、少女と若い女性が自分自身と他の人々の幸福と平和のために、責任ある市民として自ら考え、行動できる人となれるよう育成し、もって女性が自らの可能性を最大限に伸ばし、発揮できる社会の形成を推進することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ガールスカウト運動の普及及び広報
- (2) 少女の心身発達に資する教育プログラムの策定と実施
- (3) 指導者の育成
- (4) ガールスカウト運動を通じて、豊かな人間性を涵養し、よりよい社会の形成に資する事業
- (5) 国際相互理解の促進及び国際協力
- (6) 地球環境の保全及び自然環境の保護とその教育
- (7) ガールスカウト運動に必要な図書、雑誌等の刊行ならびに電子媒体による情報の発信
- (8) ガールスカウト運動に必要な施設の設置及び管理運営に関する事業
- (9) ガールスカウト運動に必要なグッズの製作及び頒布
- (10) ガールスカウト運動を充実させるための施設の賃貸事業
- (11) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業については、本邦及び海外において行う。

(事業年度)

第 5 条 本連盟の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第3章 会員

(会員)

第6条 宗教、人種及び国籍の別なくガールスカウトの「やくそくとおきて」の基本原則及び本連盟の目的を受け入れ、次項の要件を満たす個人及び団体はすべて本連盟の会員となることができる。

2 本連盟の会員は、以下の5種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。会員に関する必要事項は、理事会において別に定める。

(1) 正会員

各都道府県におけるガールスカウト運動を統括し推進する団体であって、本連盟に入会した者。これを「ガールスカウト〇〇都（道府県）連盟」（以下、都道府県連盟）と称する。

(2) 団会員

個人会員によって構成され、ガールスカウト教育の特徴を生かして活動する団体であって、本連盟に入会した者。これを「団」と称する。

(3) 個人会員

本連盟の目的に賛同して、ガールスカウト運動の一層の発展のために活動する個人であって、本連盟に入会した者。別に定める会員規程により、個人会員は、少女会員と成人会員からなるものとする。

(4) 賛助会員

本連盟の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(5) 名誉会員

本連盟に功労のあった者又は学識経験者等で、理事会において推薦された者

(入会)

第7条 (1) 正会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところに従って申込みをし、総会の承認を受けなければならない。

(2) 個人会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める規程に従って入会届けを提出する。

(会員の権利と義務)

第8条 本連盟の会員は、ガールスカウトの名称及び三弁章を使用することができる。

2 個人会員、個人である賛助会員、名誉会員は、別途服装規程で定めるピン及びユニフォームを着用できる。

3 正会員は次の義務を有する。

(1) 第4項に定める個人会員の会費を集め、本連盟に納付する。その他、必要な経費を総会の決定に従って負担する。

(2) 第3条に定める目的達成のため、第4条の事業を遂行する。

4 個人会員は、入会時及び毎年、総会において別に定める会費を納入する義務を負う。

5 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入する義務を負う。

(正会員の任意退社)

第9条 正会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意に退会することができる。

(正会員の除名)

第 10 条 正会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づき、当該正会員を除名することができる。

- (1) 本連盟の定款、規則又は総会の決議に違反したとき
- (2) 本連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 正会員としての重要な義務を履行しないとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、会長は当該正会員に対し、除名の決議を行う総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該正会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(団会員、個人会員、賛助会員、名誉会員の除名)

第 11 条 団会員、個人会員、賛助会員又は名誉会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会において、過半数の議決に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) 本連盟の定款、規則又は総会の決議に違反したとき
- (2) 本連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(正会員の資格喪失)

第 12 条 第 9 条及び第 10 条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき
- (2) 当該正会員である都道府県連盟が解散したとき

(団会員、個人会員、賛助会員、名誉会員の資格喪失)

第 13 条 団会員は、理事会において別に定める規程に従って退会届けを提出し、任意に退会することができる。

2 団会員は、第 11 条及び前項の場合のほか、当該団会員が解散したときは、その資格を喪失する。

3 個人会員、賛助会員及び名誉会員は、理事会において別に定める規程に従って退会届けを提出し、任意に退会することができる。

4 個人会員、賛助会員及び名誉会員は、第 11 条及び前項の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。但し、名誉会員については第 3 号は適用しない。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 正当な理由なく会費を当該年度終了後においても 1 年以内に納入しない場合であって、かつ、催促に応じないとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 14 条 会員が第 9 条から第 13 条の規定によりその資格を喪失したときは、本連盟に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、資格喪失前に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の会費等は、会員が資格を喪失した場合でも、これを返還しない。

第 4 章 総会

(総会の構成と議決権の数)

第 15 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 16 条 総会は、法人法に規定する事項及び次の各号に定めた事項に限り、決議をすることができる。

(1) 役員の選・解任及び役員報酬規程・報酬額

(2) 定款の変更

(3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(4) 入会の基準並びに個人会員の会費の金額

(5) 正会員の資格の得喪

(6) 正会員の除名

(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け

(8) 解散及び残余財産の処分

(9) 他の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡

2 前項の規定にかかわらず、総会は、第 18 条第 5 項の書面に記載した目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。

(開催)

第 17 条 本連盟の総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(総会の招集)

第 18 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、理事会において定めた理事が招集する。

2 総正会員数の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求をすることができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に総会を招集しなければならない。

4 第 2 項の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

5 総会の招集は、開催 2 週間前までに、会議の日時、場所、インターネット等の情報伝達手段を使用しての出席の可否及び目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、これを通知しなければならない。

(議長)

第 19 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。但し、会長に事故あるときは理事会で定めた理事がこれを行う。

(総会の定足数)

第 20 条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の 3 分の 2 を有する正会員の出席により成立する。

(決議)

第 21 条 総会の決議は、法人法第 49 条第 2 項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の定めにかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決をもって行う。

(1) 定款の変更

(2) 正会員の除名

(3) 役員の解任

(4) 他の法人との合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書面等による議決権)

第 22 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任する議決権を行使することができる。

2 書面により総会の議決権を行使する場合は、正会員は、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面を本連盟に提出しなければならない。

3 電磁的方法により総会の議決権を行使する場合は、正会員は、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、必要な事項を電磁的方法により本連盟に提供しなければならない。

4 前 3 項の規定により行使した議決権の数は、総会に出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 23 条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、保存する。

2 前項の議事録には議長及び当該総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第24条 本連盟には、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上12名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4 代表理事以外の理事のうち、7～10名を業務執行理事とする。
- 5 理事のうち少なくとも1名以上が公益認定法第5条第15号本文に定める外部理事であること。また監事のうち少なくとも1名以上が公益認定法第5条第16号に定める外部監事であること。

(役員を選任等)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任される。

- 2 理事および監事の候補者は、あらかじめ、別に定める役員選出委員会によって選出するものとする。ただし、第24条第5項に定める外部理事及び外部監事の候補者は理事会によって選出するものとする。
- 3 会長は、理事会において選定し、解職する。
- 4 副会長及び業務執行理事は、会長が推薦し、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 理事のうち、当該理事及び当該理事と公益認定法第5条第10号に定める特別利害関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 7 監事には、次のいずれも含まれてはならない。
 - (1) 本連盟の理事
 - (2) 本連盟の使用人
 - (3) 本連盟の理事又は他の監事と特別利害関係にある者
 - (4) 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。

- 2 前項の規定により理事又は監事を解任しようとするときは、会長は理事又は監事に対し、解任の決議を行う総会の1週間前までに、理由を付して解任する旨の通知をなし、総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、第1項の規定により解任が決議されたときは、当該理事又は監事に対し、解任した旨を通知しなければならない。

(理事の権利と義務)

第27条 理事は総会と理事会に出席する権利と義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本連盟を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 法人法第 91 条第 1 項第 2 号により選定された業務執行理事は、この定款及び理事会において定めるところにより、その業務を執行する。
- 5 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、本連盟のため忠実にその職務を行わなければならない。
- 6 理事は、本連盟に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を理事会及び監事に報告しなければならない。
- 7 会長及び法人法第 91 条第 1 項第 2 号により選定された業務執行理事は、毎事業年度に 3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 29 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること
- (2) 本連盟の業務及び財産の状況を監査すること
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること
- (5) 必要があると認めるときは、会長に理事会の招集を請求すること
- (6) 前号の規定による請求の日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (7) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること
- (8) 理事が本連盟の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本連盟に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (9) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本連盟の業務及び財産の状況の調査をすること
- (10) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

（役員任期）

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 前 2 項の定めにかかわらず、理事及び監事は、4 期以上連続して同一の役員として、とどまることはできない。

4 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。ただし、増員により選任された監事はこの限りではない。

5 役員は、その定数が欠けた場合には、辞任又は任期満了により退任した後においても、後任者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

（役員報酬等）

第 31 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、法令及び理事会において別に定める規程に基づき、その職務を執行するために要する費用を支払うことができる。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第 32 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本連盟の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本連盟との取引

(3) 本連盟が当該理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本連盟と当該理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後遅滞なく、当該取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(損害賠償)

第 33 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本連盟に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、その責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、本連盟は、役員の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第 34 条 本連盟に、任意の機関として顧問若干名を置くことができる。

2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 顧問は、理事会の求めに応じ、本連盟の運営に助言する。

(評議員会)

第 35 条 本連盟に、理事会に対する任意の諮問機関として、評議員で組織する評議員会を置くことができる。

2 評議員の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 評議員会は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 36 条 本連盟に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項の策定

(3) 前号に定めるもののほか本連盟の業務執行の決定

(4) 理事の職務執行の監督

(5) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲り受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備

(6) 第 33 条第 2 項に基づく役員の損害賠償責任の免除及び最低責任限度額の控除

(7) その他法令で定められた事項

(種類及び開催)

第 38 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度に 4 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき

(4) 第 29 条第 5 号の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき

(5) 第 29 条第 6 号の規定により監事が招集するとき

(招集)

第 39 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号の規定により理事が招集する場合又は第 5 号により監事が招集する場合を除く。会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する者は、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、これを通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれに当たる。

(定足数)

第 41 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 42 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会の決議の省略)

第 43 条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

(報告の省略)

第 44 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
2 前項の規定は、第 28 条第 7 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。会長が欠席の場合は、当該理事会に出席した全理事及び監事が署名又は記名押印を行う。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 46 条 本連盟の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
2 委員会の委員は、理事会が会員又は学識経験者等の中から選任し、会長が任命する。
3 委員会の任務、委員の選任・構成、その他運営に関する必要事項は、理事会において別に定める委員会規程による。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 47 条 本連盟の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
4 前項以外の職員は、会長が任免する。
5 事務局長及び職員は有給とする。
6 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により議決を経て、会長が別に定める。
7 事務局長は、理事会に出席し、議事進行に必要な説明や発言を行い、理事を補佐する。

(備え付け帳簿及び書類)

第 48 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。
(1) 定款、規程及び規則
(2) 社員名簿、理事名簿及び監事名簿
(3) 職員名簿及び履歴書
(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
(5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類

- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (9) 前号の監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第9章 財産及び会計

（財産の構成）

第49条 本連盟の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、本連盟の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本連盟が公益社団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、本連盟の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ総会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（財産の管理運用）

第50条 本連盟の財産の運用は、理事会において別に定める規程に基づき行う。

（事業計画及び収支予算）

第51条 本連盟の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第52条 本連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本連盟は、第1項の定時総会の終結後、直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告する。

4 第1項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第53条 会長は、法令に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、法令に定める書類に記載する。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受)

第54条 本連盟が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議及び総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 本連盟が重要な財産の処分又は譲受を行おうとする場合も、前項と同じ手続を経なければならない。

(会計の原則)

第55条 本連盟の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第56条 この定款は、第59条の規定を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決数の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第57条 本連盟は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決数の3分の2以上の議決により、法人法上の他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第58条 本連盟は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決数の3分の2以上の議決により、解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 59 条 本連盟が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、総会の決議を経てこれに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、同法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

(残余財産の処分)

第 60 条 本連盟が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、本連盟と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第 11 章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第 61 条 本連盟は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める規程による。

(個人情報の保護)

第 62 条 本連盟は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める規程によるものとする。

(公告)

第 63 条 本連盟の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 12 章 補則

(細則)

第 64 条 この定款に定めるもののほか、本連盟の運営に必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本連盟の最初の代表理事は、浅野万里子とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成24年4月1日	施行
令和元年9月22日	一部変更
令和3年5月22日	一部変更
令和7年4月1日	一部変更